

国立大学法人岡山大学学都おかやま共創本部の設置に関する規程

〔平成31年2月22日〕
〔岡大規程第8号〕

改正 平成31年3月29日規程第62号

令和3年3月9日規程第26号

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、全学において戦略的に推進すべき学内外からの様々なニーズに対応すること、また、SDGs推進を核として地域とともに新たなイノベーション創出と社会変革を目指すことを目的とし、当該事案に係る各種コーディネートを行うための窓口として、学都おかやま共創本部（以下「学都本部」という。）を置く。

（業務）

第2条 学都本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域課題対応に係る窓口機能及び全学的なコーディネートに関する業務
- 二 その他次条第1項第1号に定める本部長が必要と認めた業務

（組織）

第3条 学都本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 理事
- 四 社会連携担当副学長
- 五 その他本部長が必要と認める者

2 本部長は、学長とする。

3 本部長は、学都本部を代表し、その業務を総括する。

4 副本部長は、企画・評価・総務担当理事とする。

5 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営会議）

第4条 学都本部に、第2条に掲げる業務に係る事項を審議するため、学都おかやま共創本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、前条第1項第1号から第5号までの者をもって組織する。

3 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。

(部門)

第5条 学都本部に、ニーズのとりまとめ及び学内リソースに関する学内外の調整を行うため、コーディネーター部門及びコーディネーター会議を置く。

2 コーディネーター部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 統括コーディネーター
- 二 専任コーディネーター
- 三 兼任コーディネーター

3 統括コーディネーターは、社会連携担当副学長とし、コーディネーター部門を統括する。

4 兼任コーディネーターは、各研究科、地域総合研究センター、研究推進機構、グローバル人材育成院及び全学教育・学生支援機構を担当する教員の中から、本部長が指名する。

5 コーディネーター会議は、第2項に掲げる者をもって組織する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、コーディネーター会議の構成員として、第2項に掲げる者以外の者を加えることができる。

7 コーディネーター会議に議長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

8 議長は、コーディネーター会議を主宰する。

(事務)

第6条 学都本部に係る事務は、総務・企画部社会連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学都本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。